令和７年(2025 年)10 月１日

埼玉県報

号外第 22 号
令和７年(2025 年)
10 月１日
水曜日

目　次

条例のあらまし

○　埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例のあらまし（福祉政策課）

条例

○　埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例（福祉政策課）

告示

○　平成 30 年埼玉県告示第 142 号の一部を改正する告示（こども安全課）

eb945161467c1ac4d41472dc25f32a8c

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（福祉政策課）

一　趣旨

児童福祉法等の一部改正により、幼保連携型認定こども園等の職員等による虐待に関する通告義務等が創設されたこと等に伴い、当該通告等に関する規定を定義に含める等の見直しを行うための改正

二　内容

㈠　通告（第二条第八号）

幼保連携型認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部の職員等による虐待に関する通告の規定

㈡　通報（第二条第九号）

精神科病院の業務従事者による虐待に関する通報の規定

㈢　届出（第二条第十号）

幼保連携型認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部の職員等による虐待並びに精神科病院の業務従事者による虐待を受けた者からの届出の規定等

三　施行期日

令和七年十月一日

条例

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例

埼玉県虐待禁止条例（平成二十九年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「並びに児童虐待防止法第六条第一項」を「、児童虐待防止法第六条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の四第一項（学校教育法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。第十号において同じ。）において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号中「並びに障害者虐待防止法第七条第一項」を「、障害者虐待防止法第七条第一項」に改め、「第二十二条第一項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十条の三第一項」を加え、同条第十号中「第三十三条の十二第三項」を「第三十三条の十二第四項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の四第三項（学校教育法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）」に、「並びに障害者虐待防止法第九条第一項」を「、障害者虐待防止法第九条第一項」に改め、「第二十二条第二項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の三第二項」を加える。

附　則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

告　示

埼玉県告示第七百四十六号

平成三十年埼玉県告示第百四十二号（埼玉県虐待禁止条例第二条第六号の規定により知事が定める施設等に係る告示）の一部を次のとおり改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年十月一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

第一号イ中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に改め、第二号中カをソとし、同号ワ中「カ」を「ソ」に、「同条第十項」を「同条第二十一項」に改め、同号ワを同号レとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業

カ　法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業

ヨ　法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業

タ　法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業